

「座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）」について

1 改正の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が施行されました。

番号法に基づくマイナンバー制度は、国民一人一人に付された「個人番号」（マイナンバー）を、官公庁等がそれぞれ保有している個人情報と結び付けることで、国民の利便性と行政の効率化を目指す制度で、社会保障、税、災害等の分野で利用されることとなります。

番号法ではこのマイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」といいますが、番号法で規定されているこの特定個人情報の取扱いが、「座間市個人情報保護条例」（以下「条例」といいます。）で規定する個人情報の取扱いと異なります。

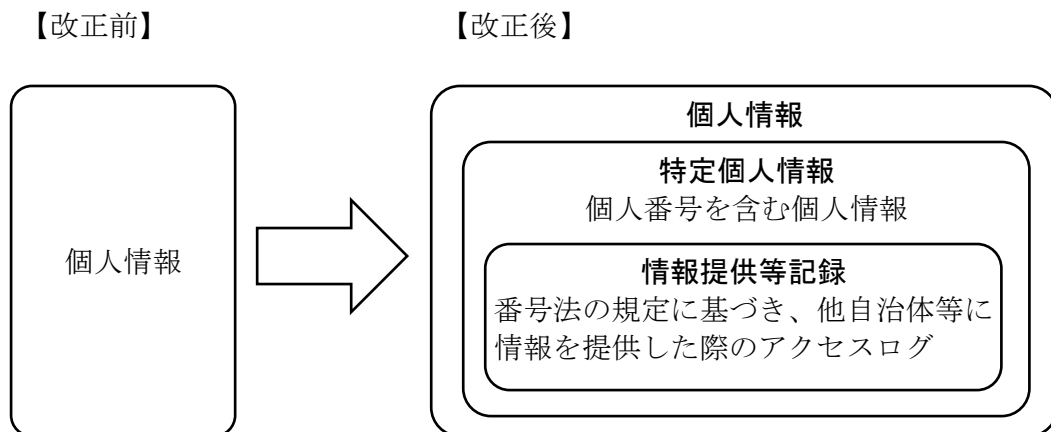
このため、条例に特定個人情報の取扱いを規定する必要があります。

2 改正により条例に規定する主な内容

(1) 特定個人情報等の定義

番号法に規定され市が新たに保有することになる個人情報である「特定個人情報」、番号法に基づき特定個人情報の提供を行った記録である「情報提供等記録」等を新たに定義付けします。

○改正前後の個人情報のイメージ



(2) 目的外利用の制限に関する規定

現行の条例では、個人情報の目的外利用が認められるのは、①法令等の規定に基づく場合、②本人の同意に基づく場合、③個人の生命、財産等を守るため緊急かつやむを得ない場合、④個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認められた場合としています。

番号法では、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用について、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため必要がある場合で、本人の同意がある場合、又は本人の同意を得ることが困難な場合に限っています。

条例においても、特定個人情報の目的外利用の範囲を番号法と同様とします。

なお、情報提供等記録については、目的外利用が想定されないため、目的外利用ができない規定とします。

(3) 提供の制限に関する規定

現行の条例では、個人情報の提供が認められるのは、(2)の①～④に加え、統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合としています。

番号法では、特定個人情報の提供について、番号法で定められた範囲で総務省が設置、管理する情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関に提供する場合等に限っています。

条例においても、特定個人情報の提供の範囲を番号法と同様とします。

(4) 開示、訂正及び利用停止の請求ができる代理人に関する規定

現行の条例では、開示、訂正及び利用停止の請求ができる者を、本人、法定代理人、相続人（本人が死亡した場合）としています。

また、本人及び相続人にやむを得ない理由がある場合に限り、任意の代理人による請求を認めています。

番号法では、個人番号が利用される社会保障や税の分野では、税理士等に手続を委任することが多いと想定されることから、任意の代理人を認める扱いとしています。

条例においても、特定個人情報に限り任意代理人の取扱いを番号法と同様とします。

(5) 利用停止の請求の条件に関する規定

現行の条例では、条例で規定する個人情報の収集、利用、提供の規定に違反している場合、利用停止の請求をできることとしています。

情報提供等記録を除く特定個人情報については、番号法の規定に違反した場合にも利用停止の請求ができる取扱いとします。

なお、情報提供等記録については、システム内にそのアクセスログが自動で保存されることから、利用制限等に違反することが想定されないため、利用停止の請求を認めない規定とします。

(6) 開示に係る他の法令等との調整に関する規定

現行の条例では、他の法令等で開示の請求に関する規定がある場合、該当する法令の規定により開示することとしています。

番号法では、自己の個人情報やその提供記録をインターネット上で確認できるシステムであるマイナポータルが運用されるため、番号法に基づくマイナポータルにおいて特定個人情報が開示される状態となります。

このため、特定個人情報については、マイナポータルにおける開示を条例の適用除外とします。

(7) 開示及び訂正の事案の移送に関する規定

現行の条例では、実施機関（市長事務部局、教育委員会など市の各機関）が保有し、開示及び訂正の対象となる個人情報、他の実施機関から提供されたもので正当な理由があるときは、提供元の実施機関において開示及び訂正の決定等ができることとしています。

これを事案の移送といいます。

情報提供等記録を除く特定個人情報については現行の条例と同様の扱いとしますが、情報提供等記録については、その内容が番号法によって定められ、不開示等の情報を類型化していることで、形式的に判断することから、請求が行われた実施機関において開示及び訂正の決定等を行うものとします。

(8) 訂正した場合の通知に関する規定

現行の条例では、個人情報を訂正した場合、必要があると認める場合に当該個人情報の提供先に対し、訂正した旨を通知することとしています。

情報提供等記録を除く特定個人情報については現行の条例と同様の扱いとしますが、情報提供等記録については、同一の情報を保有する情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークを管理する総務大臣に通知することとします。